

大気汚染防止法・環境の保全と創造に関する条例に基づく届出フロー図（特定粉じん）

解体・改修しようとする建築物（工作物）に特定建築材料（特定石綿含有材料）【飛散性のもの】が使用されていますか。

※特定建築材料（特定石綿含有材料）とは

- ①吹付け石綿 ②石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材をいいます。

いいえ

はい

解体しようとする建築物(工作物)に特定石綿含有材料以外の石綿含有材料【非飛散性のもの】が使用されていますか。(アスベスト含有成形版、カラーベストなど)

いいえ

はい

床面積合計 1,000 m²以上

床面積合計 80 m²以上

いいえ

はい

いいえ

はい

法律・条例に基づく届出は必要ありませんが、解体・改修工事により粉じんが発生しないよう注意してください。

「環境の保全と創造に関する条例」に基づく特定工作物解体工事等の届出が必要です。(工事開始の日の7日前までに届出を行ってください)

「大気汚染防止法」に基づく特定粉じん排出等作業の届出が必要です。(工事開始の日の14日前までに届出を行ってください)